

## 令和5年度決算に基づく財政健全化法による指標の公表について

地方公共団体の財政健全化を目的とした「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」が平成19年6月22日に公布され、各地方公共団体の財政状況を判断する指標として健全化判断比率及び資金不足比率の算出・公表が義務付けられました。

このため、財政健全化法第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき、監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告したもの下記のとおり公表するものです。

1. 坂東市の健全化判断比率と状況 (単位：%)

指 標	坂東市の数値	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	12.86	20.00
連結実質赤字比率	—	17.86	30.00
実質公債費比率	7.2	25.0	35.0
将来負担比率	39.6	350.0	

坂東市の財政状況は、『実質赤字比率』、『連結実質赤字比率』とともに実質収支が黒字となり、『財政再生基準』、『早期健全化基準』を下回っていますので、財政の健全性を示しています。

また、『実質公債費比率』においても、早期健全化基準を下回っている状況です。

『将来負担比率』の対象となる『将来負担額』は、市債の現在高、債務負担行為に基づく支出予定額並びに市が加入する一部事務組合のうち、一般会計等の負担見込額などの合算額となります。

『将来負担比率』においても、早期健全化基準を下回っている状況です。

※『実質赤字比率』及び『連結実質赤字比率』の数値欄については、実質収支が黒字になるため、「—」の表記となっています。

## 2. 坂東市の資金不足比率と状況

会計名	坂東市の数値	経営健全化基準
農業集落排水事業特別会計	—	20.0
水道事業会計	—	
下水道事業会計	—	

坂東市の農業集落排水事業特別会計、水道事業会計、下水道事業会計については、資金不足額がないため、こちらも健全性を示しています。

※各会計の数値欄については、資金不足とならないため、「—」の表記となっています。

### ◎財政健全化法における各指標について

#### 1 実質赤字比率

一般会計等（坂東市においては一般会計）がどの程度赤字であるかを示すもので、標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模）に対する一般会計等の赤字額の割合のことです。

黒字であれば、この比率は算出されません。

#### 2 連結実質赤字比率

特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計を含めたすべての会計がどの程度赤字であるかを示すもので、標準財政規模に対する全会計の赤字額の割合のことです。

全会計の黒字額の合計から赤字額の合計を引いた結果が黒字であれば、この比率は算出されません。

### 3 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金（公営企業等への繰出金のうち公営企業債の償還にあてられたもの等）の標準財政規模に対する比率で、一年間あたりの公債費の負担割合を3カ年平均で算出した割合のことです。

### 4 将来負担比率

公営企業や市が加入する一部事務組合等を含めた一般会計等において、将来的に負担することとなる負債の合計（地方債残高・退職手当支給予定期など）の標準財政規模に対する割合です。

### 5 資金不足比率

公営企業会計（坂東市においては農業集落排水事業特別会計、水道事業会計、下水道事業会計）における事業資金の不足額が、公営企業の事業規模（営業収益の額から受託工事収益の額を差し引いた金額）に対してどの程度あるかを示す割合です。

資金不足額がなければ、この比率は算出されません。

### 6 早期健全化基準

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合は、「早期健全化段階（一般に言うイエローカード状態）」となり、財政健全化計画を策定し、議会の議決を経て速やかに公表しなければならないとともに、その計画の実施状況についても毎年度議会に報告し、公表しなければなりません。

### 7 財政再生基準

健全化判断比率（将来負担比率を除く）のいずれかが財政再生基準以上の場合は、「財政再生段階（一般に言うレッドカード状態）」となり、財政再生計画を策定し、議会の議決を経て速やかに公表しなければならないとともに、その計画の実施状況についても毎年度議会に報告し、公表しなけ

ればなりません。

なお、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の発行ができなくなります。

## 8 経営健全化基準

経営健全化基準以上の公営企業会計は、経営健全化計画を策定し、議会の議決を経て速やかに公表しなければならないとともに、その計画の実施状況についても毎年度議会に報告し、公表しなければなりません。